

第1部 事業評価の考え方

第1部 事業評価の考え方

---



# 第1部 事業評価の考え方

## 1. 成果志向に基づくまちづくりマネジメントとしての事業評価

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度に創設されました。

まちづくり交付金では、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが期待されるとともに、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行うことが可能となります。

また、事業評価においても、市町村は事前にまちづくりの目標、目標を定量化する指標とその数値目標を設定し、事後評価において数値目標の達成状況等の確認と、交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくり方策を作成するなど、ニューパブリックマネジメント<sup>1</sup>の考え方に基づく評価手法を取り入れており、事後評価を重視した制度となっています。

このような考え方を踏まえ、まちづくり交付金の事業評価では、以下のとおり、3つの柱と、これらを支える4つの実践手法を導入します。

### ○3つの柱

- (1) 交付期間全体にわたるP D C A<sup>2</sup>サイクルの確立
- (2) わかりやすさと透明性の確保
- (3) 市町村の主体的な取り組み

### ○4つの実践手法

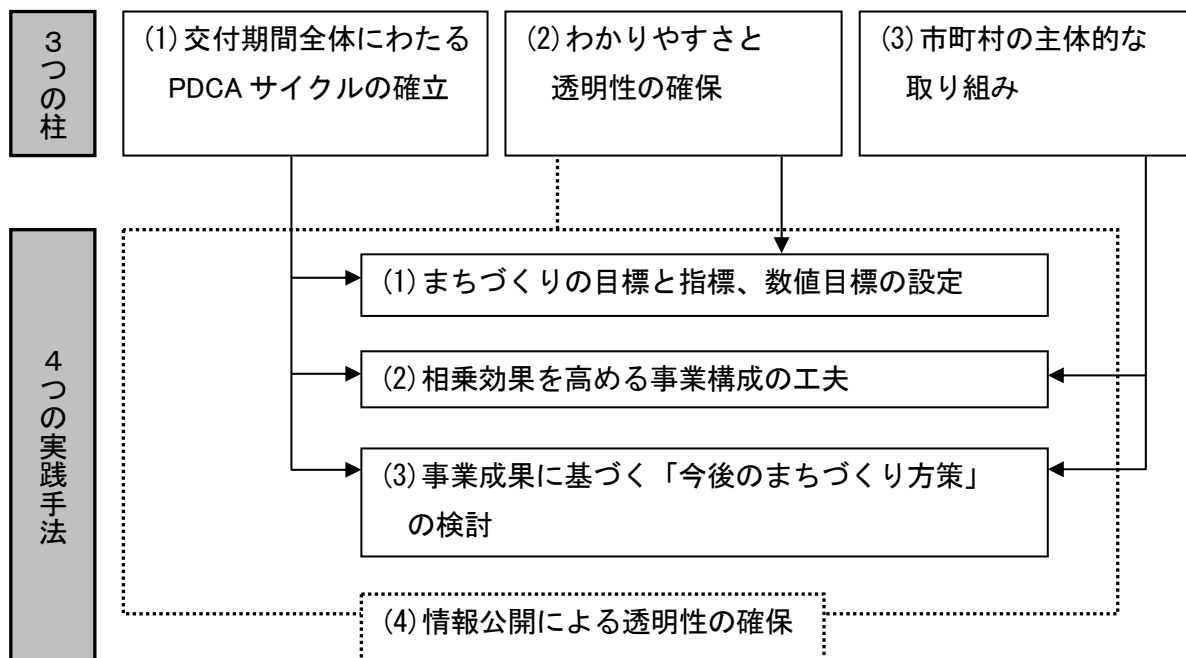
- (1) まちづくりの目標と目標を定量化する指標及び数値目標の設定
- (2) 相乗効果を高める事業構成の工夫
- (3) 事業成果の検証に基づく「今後のまちづくり方策」の検討
- (4) 情報公開による透明性の確保

<sup>1</sup> ニューパブリックマネジメント (New Public Management) とは、民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図るという考え方です。国民は、納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとっていわば顧客であり、国民は納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要があります。そのために、①徹底した競争原理の導入、②業績／成果による評価（成果志向）、③政策の企画立案と実施執行の分離といった行政手法により、行政の意識を法令や予算の遵守に留まらず、より効率的で質の高い行政サービス提供に向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、国民の満足度を向上させることを目指します。詳しくは内閣府経済財政諮問会議のホームページ

<http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/progress/npm.htm> 並びに「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）を参照のこと。

<sup>2</sup> Plan Do Check Act の略。p1-3 を参照のこと。

これら、3つの柱と4つの実践手法は、図 1-1 のように関係し、まちづくり交付金の評価を構成しています。



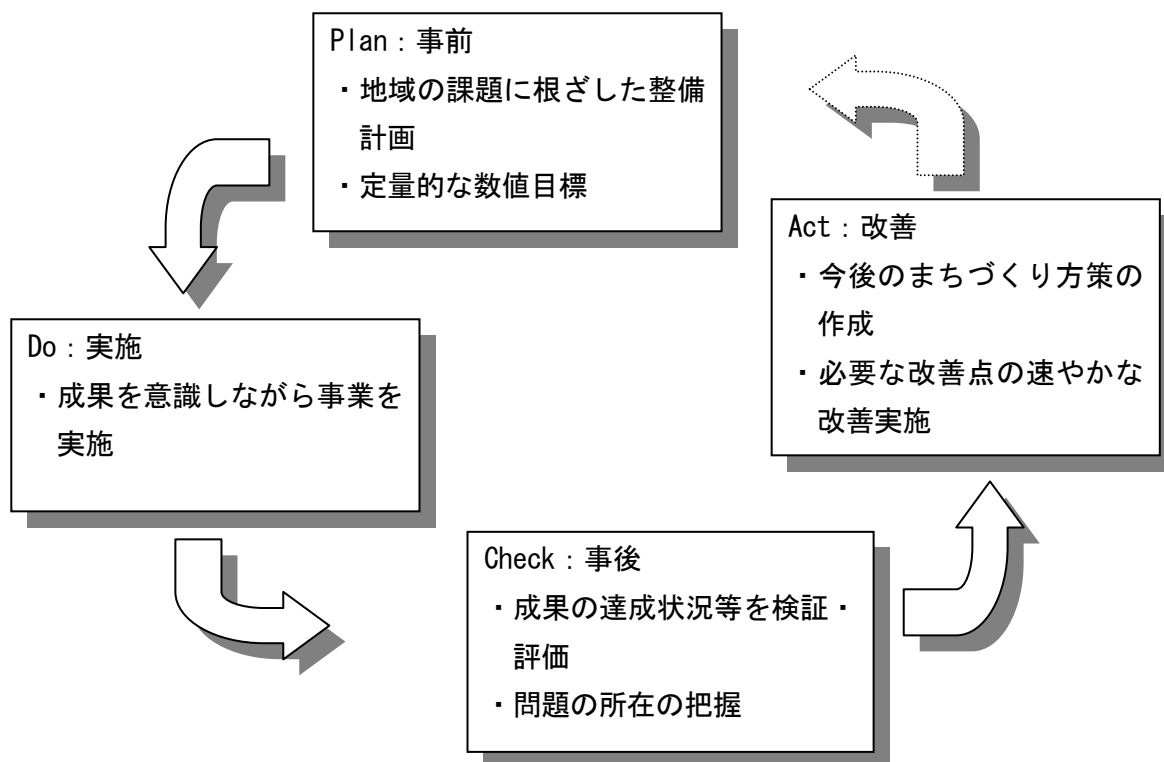
■図 1-1 3つの柱と4つの実践手法の関係

## 2. まちづくり交付金の評価を構成する3つの柱

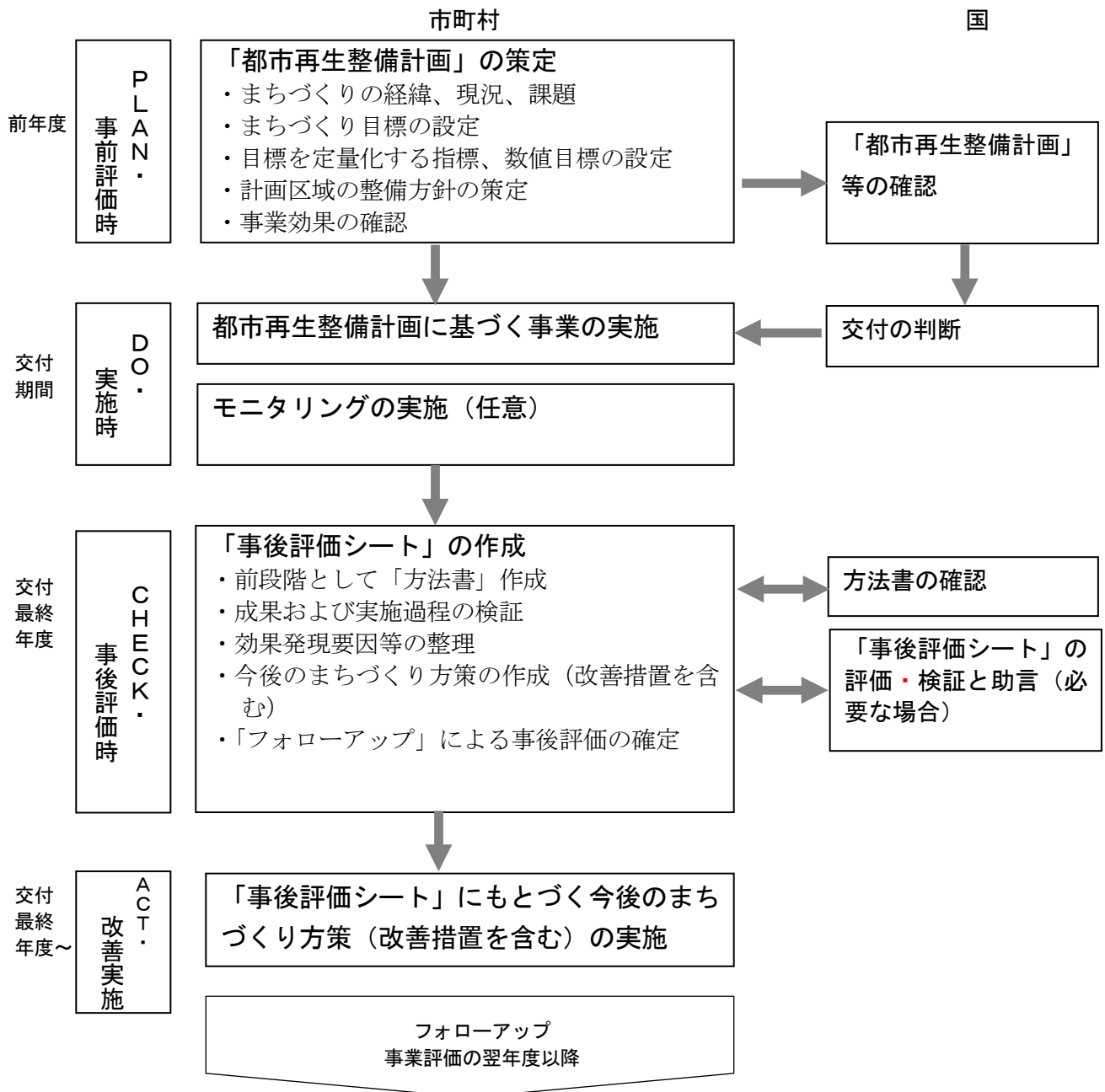
### (1) 交付期間全体にわたるPDCAサイクルの確立

まちづくり交付金では、事業評価を事業の良否判断のみに終わらせず、今後のまちづくりに反映するなど、まちづくりの成果を高めるために、ニューパブリックマネジメントの考え方を導入しています。

具体的には、地域に根ざした課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）し、交付終了年度に成果の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善する（Act）という一連のサイクルを導入することとしています。このような事業と評価を連動させたマネジメントサイクルは、各段階の頭文字をとってPDCAサイクルと呼ばれています。



■図 1-2 まちづくり交付金におけるPDCAサイクルの考え方



■ 図 1-3 まちづくり交付金の評価の流れ

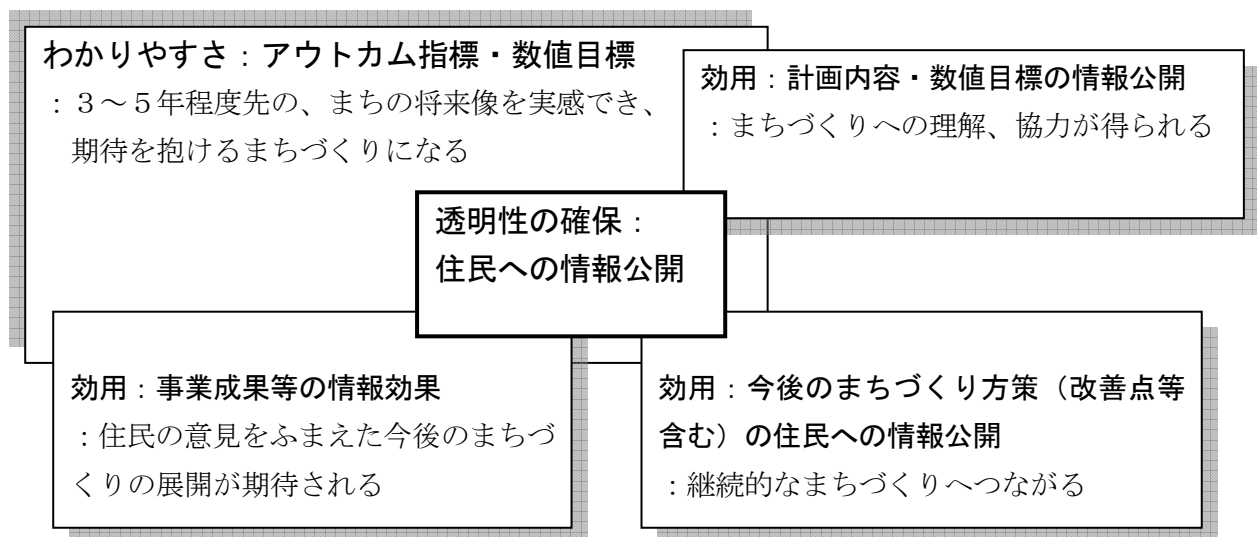
## (2) わかりやすさと透明性の確保

豊かさが実感できるまちづくりを行うためには、住民のニーズに即したわかりやすいまちづくりの目標を設定することが必要です。

まちづくり交付金では、その交付期間を3～5年としています。これは、市民に対して事業の効果をわかりやすく説明するためには、長期的な目標を設定するのではなく、時限をきって、最長でも5年後の達成目標を示すことが適切であるとの考え方によるものです。

これまでの公共事業は、どのくらい整備したかという事業実施量（アウトプット指標）で成果を示されることが多く、住民にとって必ずしもわかりやすいとは言い難いものでした。そこで、まちづくり交付金では、住民の効用増大や満足度など、事業を実施したことによる住民や社会への影響度を示す指標（アウトカム指標）によって、まちづくりの目標を定量化します。そのアウトカム指標による数値目標が基準となり目標の達成状況が検証されます。

また、まちづくりの実効性を高めるためには、計画内容のみならず、事前に設定する目標・指標・数値目標や実施過程の状況、事後の成果評価や反省点等についても積極的に情報公開するなど事業評価の透明性を高めることが必要です。



■図 1-4 わかりやすいアウトカム指標の導入と情報公開の効用

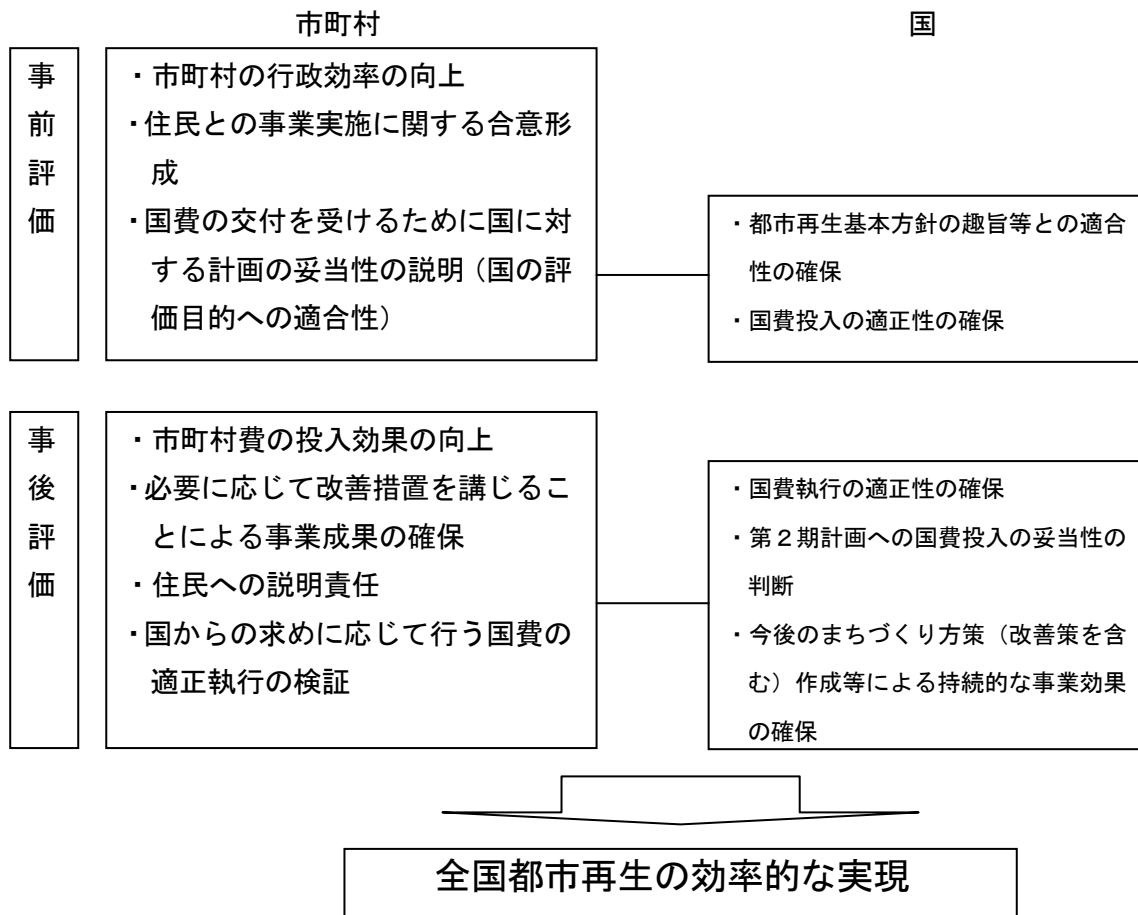
■表 1-1 アウトカム指標とアウトプット指標の比較

	定義	例示	住民の理解
アウトカム指標	事業を実施したことによる住民や社会への影響度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞距離</li> <li>・広場の滞在時間</li> <li>・満足度</li> </ul>	住民が豊かさの向上を実感しやすい
アウトプット指標	事業の実施量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備延長</li> <li>・公共施設の整備面積</li> </ul>	事業と生活の豊かさを関連づけて理解しづらい

### (3) 市町村の主体的な取り組み

まちづくり交付金は、市町村の創意工夫を活かしたまちづくりを国が支援する制度であり、市町村自らが、まちづくりの目標等を設定し、数値目標を達成するために必要な事業を選定し、自己評価を行います。

一方、国は、全国都市再生という政策目標（目的）のもと、国民に対する国費の適正な執行という責任を負っているため、市町村が評価を行うための評価基準を示すとともに、責任を果たすために必要最小限の確認を行います。



#### ○市町村が行う評価に対する国の支援

- ・まちづくりのノウハウに関する情報提供や助言
- ・評価手法の検証を踏まえた継続的な制度改善

■図 1-5 まちづくり交付金の評価の目的（市町村と国の関係）



### 3. 3つの柱を支える4つの実践手法

#### (1) まちづくりの目標と評価指標の設定

都市再生整備計画には、地域の課題を踏まえたまちづくりの目標と、これを達成するために必要な事業を位置づけますが、さらに、これらによる具体的成果目標を示すために指標と数値目標を設定します。

都市再生整備計画の作成にあたっては、まず、住民にわかりやすいまちづくりの目標を設定します。その際、まちづくりの目標は、対象地域の課題や上位計画を踏まえて設定されることが重要です。

次に、まちづくりの目標を、住民が具体的に理解できるようにするために、住民にとってわかりやすいアウトカム指標、数値目標に代表させることが必要です。この指標、数値目標とまちづくり交付金による事業は密接な関係をもつ必要があります。

また、事後評価では、まちづくりの目標が達成されたかどうかについて、数値目標の達成状況により検証することとなります。

■表 1-2 まちづくりの目標、数値指標設定のポイント

1. まちづくりの目標は、地域の課題や上位計画を踏まえて設定されること
2. 目標は、市民にわかりやすいアウトカム指標、数値目標により示されること
3. 指標、数値目標を実現することになる事業が導入されていること  
(指標、数値目標に無関係の事業は行うべきではない)

#### 《コラム》 まちづくりの目標および数値目標の決め方

まちづくり交付金では、まちづくりの目標と数値目標は地域の実情に合わせて各地区で任意に設定することができます。この際、目標を低くして事業を着実に進めるのか、目標を高く設定して地区の飛躍を目指すのかは、各地区の判断に委ねられますが、目標が低過ぎる場合は事業効果が薄いとみなされる恐れがあること、目標が高過ぎて達成できなかった場合はその理由の説明責任を負うことを考慮して、適切な数値目標を設定することが望まれます。

## (2) 相乗効果を高める事業構成の工夫

まちづくり交付金は、地方の創意工夫を活かしたまちづくりの推進とともに、全国の都市の再生を効率的に推進することを目的としています。このため、市町村は計画の作成にあたっては、地域それぞれの資源や個性を活かす事業の導入や、ハード整備の効果を引き出すソフト事業の実施など、相乗効果を高めるよう配慮することが必要です。

そのために、まちづくり交付金では市町村の提案に基づく事業も支援対象としています。既存ストックを有効活用するための社会実験、地域資源の活用や環境問題に新たな視点で取り組む事業、ハード施設の魅力を高めるためのソフト事業など、これまで国の補助金の対象にならなかった事業でも、目標の実現に寄与すると見込まれる事業を交付対象としています。

### 《コラム》 国による費用対効果確認の理由とその方法

まちづくり交付金は、国等の税金により実施されるものであるため、事前に投資する費用に対して十分な効果が見込まれるかを国民等に対して説明することが求められます。

まちづくり交付金では、下表の手法により費用対効果の確認を行うこととしています。これらは、個々の事業毎に費用対効果を確認する費用便益分析とは異なり、交付金事業全体として、まちがどのように発展するかを予測し、事後に達成を検証する方法です。

なお、今後、各地で共通のアウトカム指標を設定すること（共通ベンチマークによる方法）や望ましい事業モデルと同程度の効果があることを認定する方法（モデルケースとの比較による方法）により費用対効果の確認を行うことを予定しています。

■表 1-3 費用対効果確認手法の比較

費用対効果確認方法	手法の概要
①アンケートによる住民の合意確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 効果の及ぶ範囲の居住者に、世帯あたりに換算した事業費を示して、事業の賛否を問う</li><li>・ 過半の賛成を得られた場合に、事業内容と費用対効果の合意がえられたものとみなす</li></ul>
②CVMによる費用便益分析	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業に対し、各世帯が支払ってもよいと考える額を答えてもらい、これから平均的な支払意志額を求める</li><li>・ これに、効果の及ぶ範囲の世帯数を乗じたものを、事業の便益と仮定する</li><li>・ 事業の便益額や費用便益比（B/C）を算定し費用対効果を確認する</li></ul>
③個別事業単位での方法による費用便益分析（B/C）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の便益の算定法は個別の事業の方法を用いる</li><li>・ それぞれの事業の費用対効果を確認し、また事業の総便益と総費用により、事業全体での費用対効果を確認する</li></ul>

### (3) 事業成果の検証に基づく「今後のまちづくり方策」の検討

まちづくりは世代を超えた長期的な観点から取り組まれるべきものであり、まちづくり交付金により生み出されたまちづくりの芽を、どのように育てていくかは、重要なポイントです。そのため、事後終了時には、成果の検証結果を踏まえて、今後のまちづくり方策を作成します。

今後のまちづくり方策を考えるためには、まず、まちづくり交付金による成果や事業の実施過程を検証し、次に、数値目標の達成状況を踏まえて、効果発現要因の整理を行うことが必要です。

また、まちの変化を認識した上で、今後のまちづくり方策を検討することとしますが、特に数値目標が達成できなかった場合や何らかの改善点がある場合などは、今後のまちづくり方策の一部として、改善策をあわせて検討することとします。

### (4) 情報公開による透明性の確保

まちづくりは、市町村の住民が主役であるべきものです。そこで、まちづくり交付金では、情報公開を積極的に進め、透明性の高い事業をめざします。

都市再生整備計画の内容や数値目標を住民に情報公開することは、市町村がその内容を公約することとなり、ひいては住民のまちづくりへの関心を高め、理解や協力も得られやすくなると考えられます。また、事後評価においても、幅広く住民の意見を集約しつつ、事業の進め方を検証し、かつ今後のまちづくりの方向性を行政と住民等の協働で検討していくことが望まれます。

■表 1-4 市町村が実施する情報公開の種類と方法の例

事業の段階	情報公開の種類	具体的な方法（例）
事前評価の段階	都市再生整備計画の公開（法定）	広報紙、インターネット、パンフレットなど
事業実施中	事業進捗状況の公開（任意） モニタリング結果の公開（任意：公表することが望ましい）	インターネットなど
事後評価の段階	事後評価案の住民への公開・意見収集（必須）	インターネットによるパブリックコメントなど
事業完了後	事後評価案の第三者機関での審議（必須）	「まちづくり交付金評価委員会」の設置
	事後評価結果、今後のまちづくり方策等の公開（必須：要綱による）	広報誌、インターネット、パンフレットなど

まちづくり交付金では、事業評価の客観性を担保するため、都市再生整備計画と事後評価結果を公表するものとしています<sup>3</sup>。また、事後評価においては、市町村の担当者の評価に加えて、有識者等で構成されるまちづくり交付金評価委員会を設置し、評価内容の適切さについて確認を受けることとしています。

一方、国は、客観的な評価基準を明示するとともに、事後評価の結果を公表するものとします。また、市町村の負担を軽減しつつ、まちづくりの合理化、市町村民の合意形成等に資するよう、評価に係る情報提供を適宜図ることとします。

---

<sup>3</sup>公表に係る根拠は次のとおり。

「都市再生整備計画の公表」：都市再生特別措置法第46条第10項

市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。(以下略)

「事後評価の実施」：まちづくり交付金交付要綱 第8第1項

市町村は、交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

## 4. 事前評価の考え方

### (1) 事前評価の位置づけ

事前評価は、まちづくり交付金による事業が、身の回りの生活の質の向上や地域経済・社会の活性化等に十分な効果を発揮するよう、市町村が都市再生整備計画の作成にあたり実施するものです。

事前評価に関する基準は、「まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準」として明示されており、計画作成の過程においては、この評価基準に基づき計画内容の検討を行うことが望まれます。都市再生整備計画を国に提出する際には「まちづくり交付金の事前評価チェックシート」を用いて事前評価を実施し、その結果を国に提出します。

国は、市町村から提出された評価結果に基づき、交付金の交付の判断を行います。

### (2) 事前評価の仕組み

#### ①事前評価の主体

事前評価は、市町村が実施し、その結果を国に提出します。

市町村は、評価結果の妥当性について第三者の確認を受ける必要はありませんが、国は市町村の評価結果について、不正確な記述がないか確認を行います。

#### ②事前評価の時期

事前評価は都市再生整備計画を国に提出する際に行います。

#### ③事前評価の内容

市町村は、「まちづくり交付金の事前評価チェックシート」を用いて、Ⅰ．計画が妥当であるか、Ⅱ．計画が効果的・効率的かどうか、Ⅲ．計画の実現可能性があるか、の観点から評価するものとします。

なお、検証項目は、義務的要件（●の項目）、努力要件（○の項目）の2種類に大別されます。

■表 1-5 まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準

(●…義務的条件、○…努力要件)

<p><b>I. 目標の妥当性</b></p> <p>①都市再生基本方針との適合等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。</li><li>●2) 上位計画等と整合性が確保されている。</li></ul> <p>②地域の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。</li><li>○2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置付けが高い。</li></ul> <p><b>II. 計画の効果・効率性</b></p> <p>③目標と事業内容の整合性等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。</li><li>○2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。</li><li>○3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。</li><li>○4) 指標・数値目標が市民にとってわかりやすいものとなっている。</li><li>○5) 地域資源の活用やハードとソフトの連携等を図る計画である。</li></ul> <p>④事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●1) 十分な事業効果が確認されている</li><li>○2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。</li></ul> <p><b>III. 計画の実現可能性</b></p> <p>⑤地元の熱意</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○1) まちづくりに向けた機運がある。</li><li>○2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。</li><li>○3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。</li></ul> <p>⑥円滑な事業執行の環境</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。</li><li>○2) 交付期間中の計画管理（モニタリング）を実施する予定である。</li><li>○3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。</li></ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 長期に亘る事業が含まれる場合の評価

まちづくり交付金は、事業の効果をわかりやすく説明するため、時限をきって、最長でも5年後の達成目標を示すことが適切であると考え、その交付期間を3～5年としています。

一方で、事業内容に面整備事業など、5年以上の長期に亘る事業が含まれることがありますが、その場合には、当該交付期間内に全ての事業を完了させなくても構いません。その際は、例えば、第一段階と第二段階とに分け、第一段階終了時に予定される進捗状況に応じた目標、指標を設定した都市再生整備計画に基づいて事業を実施し、第一段階終了年度に事後評価を行った上で、第二段

階の都市再生整備計画を作成することとなります。

この場合において、事業途中段階である第一段階終了時においてもできるだけ事業効果を発現するため、道路の部分開通やまちの中核となる施設の早期供用を図る等、工程上の工夫を行うような対応が考えられます。

### 《コラム》市町村が都市再生整備計画の策定にあたり実施することが望ましい取り組み（推奨）

都市再生整備計画を策定・実施するにあたっては、事業全体による相乗効果の発揮が求められることから、事業の円滑な執行のための環境整備等が大変重要です。そのため、下記に示されるような住民コンセンサスの確保や事業の執行管理等の事項についても十分配慮すべきと考えられます。

■表 1-6 都市再生整備計画の策定にあたり実施することが望ましい取り組みの例

#### ○計画の内容の分析

- ・地域の潜在力のマーケットリサーチ（SWOT分析（注）など）  
（注：SWOT分析：地域の強さ、弱さ、機会、脅威を分析し、計画に活かすこと）
- ・計画どおりにいかない場合の対応を考えるリスク分析  
（リスクの把握・評価、リスク対応：計画見直し、リスク発生時の対策等、など）
- ・市町村の財務分析 など

#### ○計画作成プロセスにおける住民の意向の反映

- ・住民のニーズの把握
- ・住民の計画への参加（ワークショップなど）
- ・計画に対する住民の意見聴取（パブリックコメントなど）
- ・計画への合意の確認（住民アンケートなど） など

#### ○円滑な事業実施のための庁内横断的体制の構築

- ・定例の連絡会議の設置
- ・事後評価担当部署による継続的な情報収集体制の構築 など

#### ○モニタリング、事後評価への準備

- ・日常的な効果発現状況や問題発生等の監視
- ・事後評価時に必須のまちづくり交付金評価委員会の早期結成・事前説明 など

## 5. 事後評価の考え方

### (1) 事後評価の位置づけ

事後評価とは、交付期間終了時に成果等を検証（PDCAサイクルにおける Check）して、その後のまちづくりに活かすための作業と位置づけられます。まちづくり交付金の事後評価は、次の2点の考え方から構成されます。

ア) まちづくり交付金では、従来の補助金と比較して事前評価を簡素化する一方で、事前に設定した数値目標の達成状況を検証するなど、事後評価を重視した制度となっています。

これは、住民に対する説明責任を果たすためには、数値目標の達成状況等、住民にとってわかりやすい評価を行い、その結果を公表することが重要という考え方に基づいています。

イ) まちづくりは長期に亘って継続的に取り組まれるべきものであり、まちづくり交付金はそのうちの一時期を担うものです。このため、まちづくり交付金による効果発現の要因を客観的に整理し、これを踏まえて今後のまちづくりの方針を検討、実施することにより、まちづくり交付金の効果を持続させることを重視しています。

このように事後評価は、交付金をもたらした成果等を客観的に診断して、今後のまちづくりを適切な方向で実施すること及び事業の成果を住民にわかりやすく説明することを目的としていることから、市町村が主体的に実施するものとします。

### (2) 事後評価の仕組み

#### ①事後評価の主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告することとします。

国は、市町村の評価結果に対して、検証を行い、必要に応じて助言を行うこととします。

#### ②事後評価の時期

事後評価は、まちづくり交付金の交付終了年度に行います。

未確定の数値がある場合については、交付終了時の状況を見込みの値により評価します。

また、事後評価時に見込みの値を用いた場合は、原則、交付期間終了翌年度に（翌年度に数値が確定しない場合は、確定後すみやかに）、確定済みの数値によって、事後評価のフォローアップを行うこととします。

#### ③事後評価の内容

事後評価は、まちづくり目標の達成を確認するとともに、今後のまちづくり方策を策定するもので、その基幹的部分は、次の項目で構成されます。

##### 1) まちづくりの目標等の達成状況等の確認

数値目標の達成状況及び実施過程の検証を行うもので、具体的な確認項目は表 1-7 のとおりです。

##### 2) 今後のまちづくり方策の検討

効果発現要因を整理して、今後のまちづくり方策を検討する。また、現状のままでは数値指



標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成する。

### 3) 評価結果のチェック

事後評価の合理性・客観性を担保するために、評価結果を住民に公表し、住民からの意見がある場合は、それを適切に反映するとともに、第三者により構成されるまちづくり交付金評価委員会で、事後評価全般にわたる評価作業の適切さの確認を受ける。

■表 1-7 事後評価項目

## I. 成果の検証項目

### ①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

・都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無を確認する。

### ②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況

・事後評価の前提として、事業が適切に完了（完成）したことを確認する。

・工期内に予定どおり完了（完成）することを確認する。

### ③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

・事業期間中における都市再生整備計画の変更内容・理由、計画変更による数値目標への影響等を確認する。

### ④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

・事業主体としての責務を果たすため、またPDCAサイクルの徹底を図るために、都市再生整備計画に掲げた指標にかかる数値を計測し、目標の達成状況を検証する。

### ⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

・交付金による事業の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の視点から説明することができる場合、④以外の数値指標やコメントを用いて、当該事業を評価する。

## II. 実施過程の検証項目

### ①モニタリングの実施状況

・事前に予定した事業のモニタリングを実施したか確認する。

### ②住民参加プロセスの実施状況

・事前に予定した住民参加プロセスを計画通りに実施したか確認する。

### ③持続的なまちづくり体制の構築状況

・交付金事業後につながる持続的なまちづくりの体制が構築されたか確認する。

## ④事後評価の手続き

1) 事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価作業前にその方法を取り決めておくために「方法書」を作成し、国に提出します。

2) 事後評価の結果は、第三者機関（まちづくり交付金評価委員会）による審議、住民への公表

の手続きを経て、国に報告することとし、国は必要に応じて助言をすることとします。

3) 国の助言を受けた場合は、必要に応じて評価結果にフィードバックし、これらの結果は住民に情報公開することとします。

4) 原則として、交付期間終了翌年度にフォローアップを行い、国に報告することとします。

なお、第二段階として継続してまちづくり交付金による事業を行う地区では、今後のまちづくり方策は新しい都市再生整備計画の中で実行されるものとし、フォローアップは行わなくてもよいこととします。

## 6. モニタリングの考え方

### (1) モニタリングの位置づけ

モニタリングとは、事業実施（P D C Aサイクルにおける Do）期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方を工夫するために行う点検作業です。

まちづくり交付金では、モニタリングの実施を市町村の任意としていますが、事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等により、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効（表 1-8 参照）と考えられることから、都市再生整備計画の作成段階から、モニタリングの実施を位置づけることが望まれます。

既にまちづくり交付金を活用している多くの地区でモニタリングを予定していることから、ここでは一定の方法を国が例示します。

■表 1-8 モニタリングの効用

1. 途中段階での事業の進捗、成果の発現等を把握することにより、事業の進め方の問題点がわかり、その後の事業の進め方の工夫につながる。
2. 数値目標の達成可能性についての見通しがたち、達成のための事業内容の改善や、場合により数値目標の見直しにつながる。
3. 数値目標の達成状況の検証方法等に関わる問題がある場合は、これを改善することにより、事後評価をスムーズにすすめることができるようになる。

### (2) モニタリングの仕組み

#### ①モニタリングの主体

モニタリングは、市町村が実施します。

#### ②モニタリングの内容

モニタリングは事後評価に準じ、事業の実施状況、数値目標の達成状況を確認するものですが、地域の実情、事業の進捗状況、データ取得の難易度に応じて、評価項目を省略してもよいこととします。

また、既に市町村独自に事業の進捗管理体制を構築している場合等においては、モニタリングの方法と事後評価の方法が異なることも考えられます。

#### ③モニタリングの手続き

モニタリングにあたっては、評価の合理性、客観性を担保するために、住民への公表や有識者の意見聴取などを行うことが望ましいものと考えられます。

モニタリングの結果は、都市再生整備計画の変更を行う際の説明資料として活用することも考えられます。この場合を除き、モニタリングの結果の国への提出は不要とします。

### (3) モニタリングにおける評価と活用

#### ①標準的な評価の項目

標準的な項目は、

1) 「成果の評価」

- ①都市再生整備計画の変更有無の確認
- ②実施状況・事業進捗率
- ③都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- ④その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現状況

<注：ただし成果評価は計測可能な範囲でよいものとする>

2) 「実施過程の検証」

3) 「効果発現要因の整理」

とし、1)～3)をとりまとめ、「モニタリングの所見」を作成し、これに基づき必要があれば改善策を講じるものとします。

モニタリングの所見では、総合所見として、「順調」、「計画・事業の進め方の改善が必要」の2段階に評価し、改善点等についてコメントをつけるものとします。

ただし、モニタリング結果を都市再生整備計画の変更を行う際の説明資料として活用する場合には、上記の標準的な項目に加えて、住民への公表や有識者からの意見聴取などを、行うことが望ましいと考えられます。

#### ②モニタリングの活用

モニタリングの所見において、「計画・事業の進め方の改善が必要」との判断を下した時は、まず事業構成の見直し（事業の追加・変更等）を行い、それでも改善が困難とみなされる場合には目標等の見直しを行うなど、計画の変更に反映します。